

別 紙

導入促進基本計画

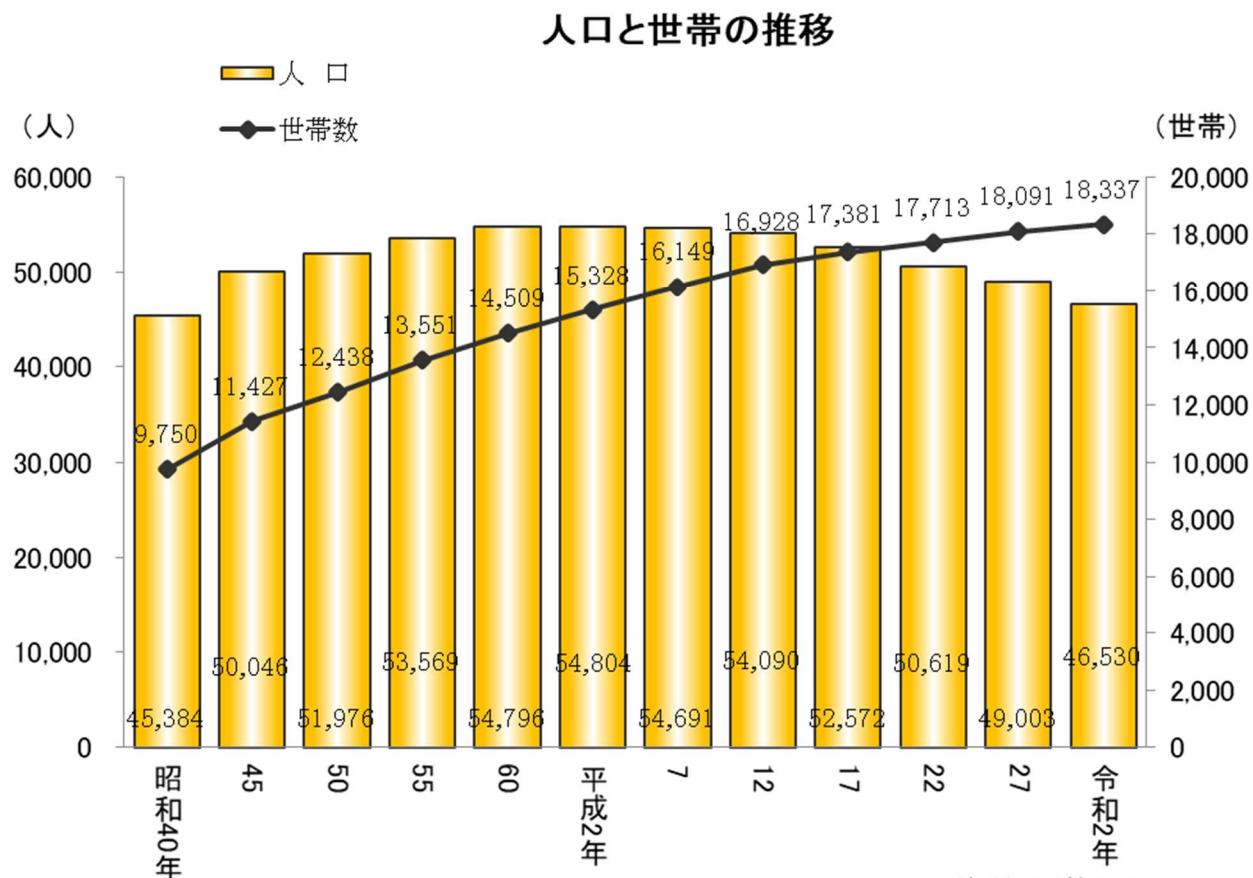
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口動向と人口構造

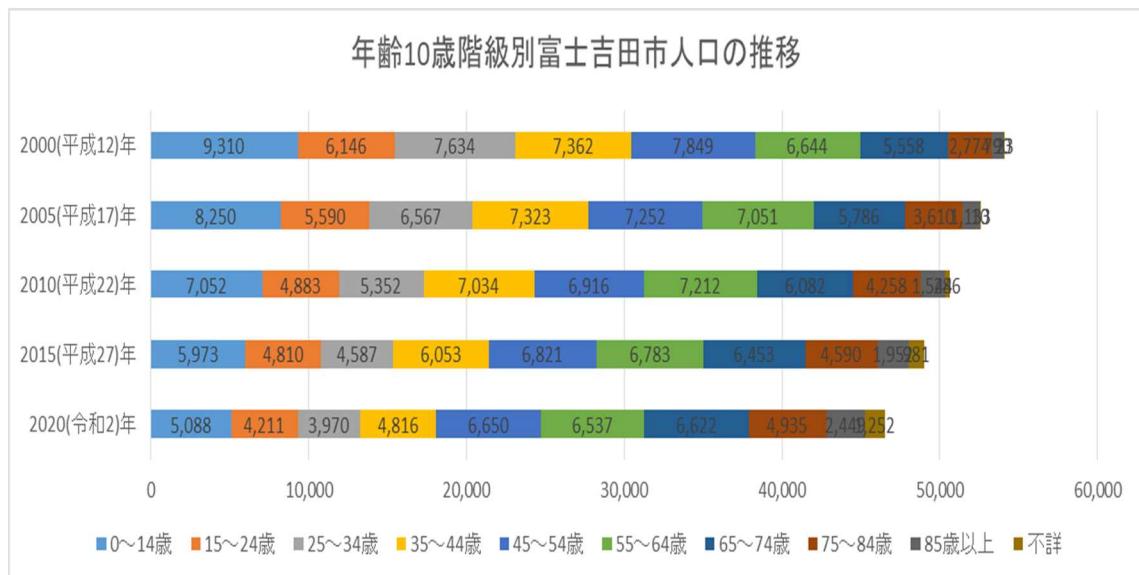
本市の人口は近年減少傾向にあり、2020（令和2）年国勢調査で前回調査時より2,473人減少し46,530人となった。これは、毎年約500人減少している計算となり、山梨県内では5位の人口規模だが、周辺でも人口が増加している忍野村や富士河口湖町を除き、各市町村などでも減少が目立っており、広域的な活力低下の危機感がある。

世帯数は、核家族化の進行や単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯などの増加が続いているおり、人口の減少にもかかわらず依然増加傾向にある。



近年一貫して毎年 200~300 人程度転出が転入を上回る状況が続くと同時に、2005（平成 17）年以降死亡が出生を上回る状態であることと合わせ、自然減と社会減の両面から人口減少が進んでいることを示している。

少子高齢化も着実に進んでおり、65 歳以上老人人口の割合は 2020（令和 2）年で全国平均以上の 30.1% に達している。一方、20 歳前後での流出超過が顕著で、その上の年代でも流出超過であり、流出した人口が戻ってこない状況である。近年は特に、10 歳代前半や出産年齢でもある 20 歳代後半から 30 歳代の減少幅が大きく、これらが人口減少の主要因となっていると同時に、出生数の減少にもつながっている。



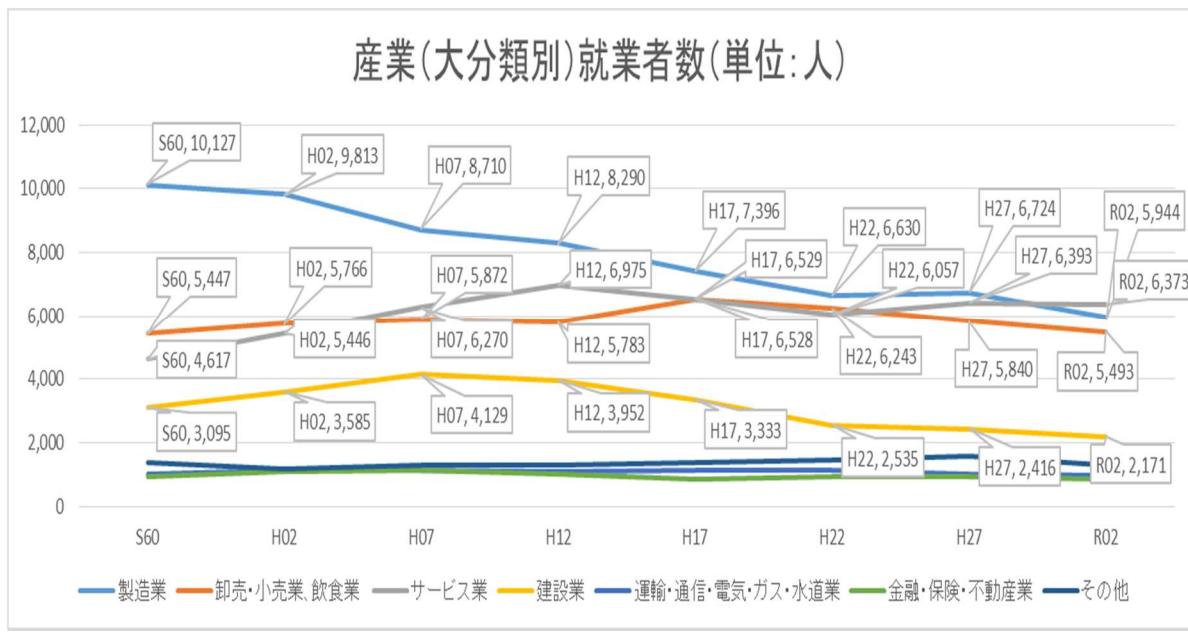
資料：国勢調査より作成

高齢者人口割合の増加により、2020（令和 2）年時点で生産年齢人口（15~64 歳）のほぼ 2 人で 65 歳以上高齢者 1 人を支える構造になっている。また、通勤通学による流動では、高校の立地による高校生等の流入以外では周辺町村等への流出が目立ち、昼間人口が夜間人口を下回っていることも特徴である。

②産業構造

本市の主な産業別人口構造（15 歳以上）は、2015（平成 27）年時点で、製造業 6,724 人（約 27%）、卸売・小売・飲食業 5,840 人（約 23%）、サービス業 6,393 人（約 26%）、建設業 2,416 人（約 10%）だったものが、2020（令和 2）年時点で、製造業 5,944 人（約 26%）、卸売・小売・飲食業 5,493 人（約 24%）、サービス業 6,373 人（約 28%）、建設業 2,171 人（約 9%）となっており、製造業がサービス業を下回った。これは地場産業である繊維産業の急激な衰退やオートメーション化、若者の製造業離れが大きな要因であると分析している。同じく減少している建設業においては、人口減少や地方財政のインフラから社会保障へのシフトが影響しているものと分析している。一方、サービス業、卸売・小売・飲食業の占める割合は、ほぼ横ばいとなっている。これは、本市が日本を代表する観

光地である富士山、富士五湖エリアにあり、新型コロナウイルス感染症の影響前のインバウンドの増加が減少の歯止めをかけていると分析している。

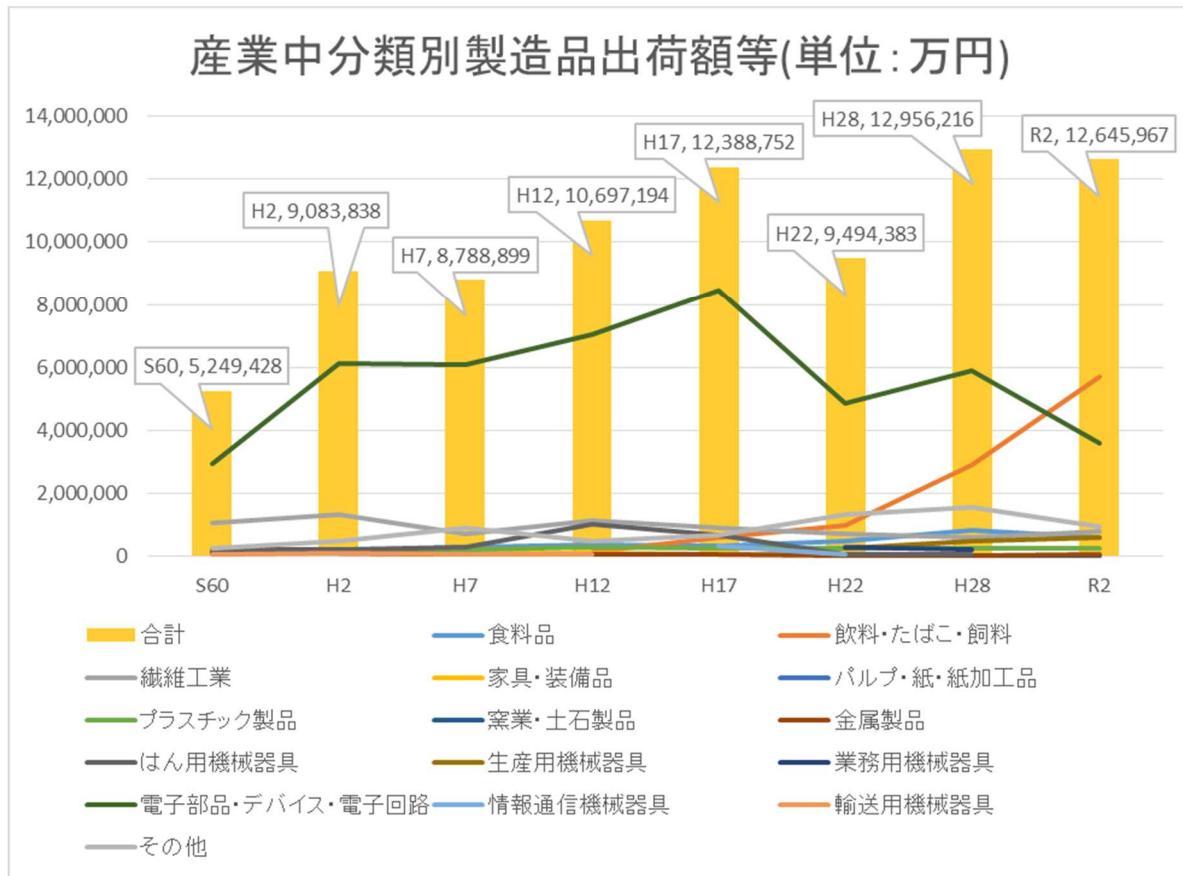


資料：国勢調査より作成

③製造業における製造品出荷額等の推移

本市の製造業における製造品出荷額等は、電子部品・デバイス・電子回路製造業等が 2018（平成 30）年頃まで牽引してきた。また、2010（平成 22）年以降は、本市の地域資源であるミネラルウォーター事業が活発となり、飲料業が本地域の経済を牽引している。また、ミネラルウォーター事業に隠れてしまっているが、食料品製造業も着実に出荷額を伸ばしている。

製造出荷額全体としては、1985（昭和 60）年に約 525 億円だったものが、バブル期だったこともあり、1990（平成 2）には約 908 億円に増加、その後バブルの崩壊の影響から 1995（平成 7）年には約 879 億円に減少、その後持ち直し 2005（平成 17）年には、バブル期を越える約 1,239 億円まで増加した。2010（平成 22）年はリーマンショックの影響から約 949 億円まで減少、その後回復し 2020（令和 2）年には 1,265 億円まで回復している。



資料：工業統計調査、経済センサスより作成

④中小企業・小規模企業の実態

中小企業庁の 2022 年版中小企業白書・小規模企業白書では、新型コロナウイルス感染症の流行や原油・原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約がある中で、中小企業は引き続き厳しい状況にあるとし、そうした中でも、新たな挑戦を行い、社会情勢の変化を踏まえ持続的な成長のための取り組みが必要だとしている。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、業況判断 DI も 2020 年にはリーマンショック時を下回る水準まで悪化し、感染症に起因する破たん件数も月別件数として過去最多を更新した月があるなど、現在もその影響は継続しており、資金繰りにおいても、各種融資を積極的に活用しつつも、その返済余力は低下している一方で、人手不足の状況は改善していない。

さらには、SDGs やデジタル化など、対応をせまられる外部環境も増加しており、事業再構築などの感染症対策も含め、中小企業に求められるものも増加している。

このような状況の中で、企業は持続可能な事業を展開し、利益を確保していく必要があるが、特に小規模企業は人材と資金といった経営資源に大きな制約があるため、イノベーションの創出やブランド構築が困難であり、商品・サービスが限られる中、価格競争により、事業環境が厳しさを増している。

中小企業・小規模企業には、持続的な成長に向けて、事業再構築や成長分野への新事業展開が期待されるところであるが、同白書によると、企業の成長を促す

取り組みであるブランド構築については、取り組んでいる企業の 55.9%が取引価格へ寄与していると回答し、人的資本への投資である OJT 研修及び OFF-JT 研修の双方を実施している企業の売上高増加率が 9.5%を示すなど、新たな取り組みの必要性が如実に表れており、留意すべきである。

特に、小規模事業者においては、資本金の多寡等によらず、厳しい経営環境から脱却すべく、個人事業主は 76.1%、法人は 86.0%が事業見直しに取り組んでいる。

令和 3 年経済センサス活動調査（速報）によると、本県の事業所数は 40,374 社であり、従業者規模は 1~4 人が 25,081 社（62.1%）と最も多く、全国と比べ、事業所数、従業者数ともに「1~4 人」の割合が高くなっています。家族を中心とした企業経営が、県内企業の経営形態の特徴であると推測される。

また、大手民間調査会社が 2021 年に行った分析調査によれば、山梨県の経営者の平均年齢は 61.0 歳で、2000 年以降右肩上がりの状況が続き、過去最高を更新。年代別の割合は、60 代が 27.5%、50 代が 26.7%、70 代が 21.4%を占めている。

さらには、社長交代率は、3.56%で前年を 0.07 ポイント下回り、低水準の状態が続いているとしており、経営者の高齢化進行の一方で、後継者不足も深刻化しており、休廃業に繋がる可能性も考察される。

近年、人口減少や消費者ニーズ、購買スタイルの変化により、小規模小売店が減少し、グローバル化に伴う製造業の事業所数の減少、感染症や世界情勢の変動により事業変換を余儀なくされる事業所が増加する一方、高齢化の進行により、医療・福祉をはじめ、サービス業の事業所数が増加するなど、中小企業・小規模企業が事業を営む地域社会の構造が大きく変化している。

こうした変化は、住民の暮らしにも大きな変化をもたらしており、地域に根ざした事業活動を行う中小企業・小規模企業の持続的発展が、住民生活の質的向上と地域経済の活性化に必要不可欠と思われる。

2022 年の内閣の総合経済対策において、物価高騰への対応やコロナ禍からの需要回復、地域活性化や経済構造の強靭化が盛り込まれており、富士五湖道路からの東名高速道路や中央自動車道へのアクセスによる優位的な物流条件や、富士山などの観光資源によるインバウンド観光客の増加など、本市特有の要因と相まって、今後、県内中小企業・小規模企業にはビジネスチャンスの到来も期待される。

（2）目標

先端設備等導入基本計画の認定事業所数 20 社

（3）労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業所の労働生産性が、年平均 3 %以上向上

2 先端設備等の種類

本市の産業は、サービス業 6,373 人（約 28%）、製造業 5,944 人（約 26%）、卸売・小売・飲食業 5,493 人（約 24%）、建設業 2,171 人（約 9%）となっており、多様な産業が存在するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市の産業は、前述のとおり多様な産業が存在することから、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てを対象設備としたこと、また、地場産業である繊維関連事業は市内住居系用途地域に存在するため、本計画の対象区域は市内全域を対象とする。

（2）対象業種・事業

本市の産業は、多様な産業が存在するため、本計画の対象業種及び事業は、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間とする

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は 3 年間、4 年間、または 5 年間で事業者が設定する。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は対象としません。
- ・ 富士吉田市税滞納者は対象としません。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会勢力、又はそれらとの関係がある事業者は対象としません。
- ・ 富士吉田市環境基本条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 9 号）及び関係法令を遵守すること。